

“緊急”『子ども・子育て新システムに関する意見交換会』

- 【主催】 宮崎県保育連盟連合会・宮崎県保育推進連盟
【会場】 メディキット県民文化センター（宮崎県立芸術劇場）イベントホール
【日時】 平成22年9月30日（木曜日） 14：00～16：30
・14:00～15:00 『子ども・子育て新システムの基本制度案要綱』説明
・15:10～16:30 意見交換会
【説明者】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課 課長補佐・森田博通氏
【座長】 宮崎市・橘保育園 園長・弘中信厚

「意見交換会」に事前に寄せられた意見・質問等と森田課長補佐からのご回答

《座長》

先ほどの森田課長補佐のお話をお聞きになられて、「ああ、よかった。いい制度だな」と思われた方はいらっしゃいますか？「これならいける、これなら日本の未来を支える子どもたちにとって、いい保育の提供ができる」と…。

これからは本音の議論と言いますか、議論というほど時間はございませんから、事前に質問あるいはご意見、問題提起など、たくさん寄せていただきました。一応ざっと項目を立てて内容を分類いたしました。それがお手元に資料として配付させていただいておりますので、その資料をまずご覧いただきたいと思います。これからの時間は、お寄せいただきました宮崎県内の保育園の先生方からのご意見・ご質問・ご提言を率直に森田さん（課長補佐）にぶつけまして、中にはこれは答えられません、検討中ですということもあろうかと思えますけれども、率直なご回答をいただきたい。そして、もし時間があれば、会場からもご意見を直接頂戴するという流れで進めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まずこの項目の流れは、『子ども・子育て新システムの基本制度案要綱』の流れにだいたい沿って作ったつもりです。そして、それには入っておりませんが、これは前提事項の一つでありまして、待機児童問題、先ほどのご説明の中では待機児童問題がこの新制度改革案の動機ではないのだというお話もございました。でも実際はこの待機児童問題というのはマスコミ等を通じて、制度改革が必要だという大きな理由といたしますが、国民の多くはそのように理解されているはずですので、そのことをまずはじめに持って来ました。

(1) 待機児童問題と対策

待機児童問題は大都市周辺の問題であり、地方では殆ど問題になっていない。大都市の問題を地方に押し付けないで欲しい。

なお、待機児童対策は保育所だけで対応するのではなく保育ママの活用などの家庭的保育サービスの充実や、育児休業制度を推進する等の労働環境の整備も必要である。全国均一の対策には反対である。待機児童は、大都市、政令都市の問題と考える。統計上でも調査済で明白である。地方は労働手段が少なく、益々過疎化は進行すると考える。都会の待機児童対策は特区として対応し、地方の活性化としての働く場作りへの対策を講じるべきである。

すべての子どもが対象になると、就労で本当に困っている人に入所の機会が与えられず、待機児童解消にはならないと思います。

待機児童の多い都道府県があり、一方では待機児童のいない県がある。この現状からは、地域主権の考え方に基づいた子育て支援策を地方の裁量でそれぞれの地域のニーズにあったサービスを提供できるようにするという考え方に賛成である。

あたかも待機児童が制度に問題があるように責任転嫁が見られるようです。近頃、待機児童の問題がテレビでよく取り上げられています。制度のことを言われる方はまずいません。皆さんお金をかけるという意見です。1年分の子ども手当のはるかに少ない額で解決できるという試算を言われる方もいらっしゃいました。都会のお母さん方の意見も皆そのようです。先日のテレビタックル(朝日放送)でも「空いた建物(公共施設)はいくらでもある、あそこをなんとかしろ」などと、お母さんが食ってかかっておられました。制度をいじくっている時間はないはずです。

新システムでは、子どもの幸せは保証されないし、出生率も上がらないだろう。宮崎県の出生率が沖縄に次いで高いのは、保育サービスの利用のし易さ(2002年9位)に加え、様々な要因があると思うが、一番影響しているのは世代間同居率の高さ(2003年2位)だと思う。要は、いざといった時に甘えられる祖父母の第三の手があるからだ。都市部でいくら保育のハード面を追及したところで、待機児童対策にはなっても少子化対策にはならないと思う。

長時間親が安心して子どもを預けられるのは、子育てのノウハウがしっかり整った保育所を整備する事。これしかない。又、都市と地方で事情は違うのだから、実情に合わせた細やかな対策を各自治体と練っていくことの方が、システム構築より先決ではないか？

重ねて、“今”を生きている“将来の日本”を作る子ども達のことについて、真剣に十分に検討した政策を、速やかに実施して欲しい。

(1) 「待機児童問題と対策」に関する《回答》

まず待機児童問題ということでのくくりの部分ですが、さまざまなご意見をいただきありがとうございます。説明の冒頭のところで、今回の目的の第1が、すべての子どもの良質な生育環境を保証するというご説明をする中で、やはりこういう受け止め方がどうしてもされてしまっているのだなというのを、こうして意見交換会があるとどこでもこのよう

なご意見をいただきますので、よくこういうご意見を踏まえて今後も議論なりもしていかないといけないなと思っております。

一つには、説明の中でも少し触れさせていただいたんですけれども、確かに待機児童という形で数としてあがっているのは、全国的に言うと4月時点でだいたい2万5～6千人ぐらい。それから年度末に向けて増えてきますので、10月ぐらいで見るとそれを倍ぐらい超える4万数千人というのが、ここ数年続いております。また一方で、特に0歳、1歳、2歳という子どもさんを持たれている家庭の母親の中には、働きたいけれども働けていないという潜在的なニーズですね。それはさらに広くある。それは必ずしも都市部だけにごく集中した話ではないと考えております。そうした潜在的な需要に対する取り組みというの、今回の新システムの議論の中でも踏まえたものになっているというのを、まず前提としてご理解いただければなと思います。

その上で、何か大都市の問題を地方に押しつけないでほしいというような、全国一律でということのご意見もありますけれども、一方で、地域主権の考え方で地方ごとで考えたほうがいいという面もあるというご意見も、中には含まれております。これはどちらのご意見もおそらくあるのだらうと思います。地域主権の法案のご説明の中でも、全国一律であるべき部分は全国一律として、今後ともしていかないといけないと思っています。職員の配置であったり、面積の基準であったり、そういったものは隣の市町村と著しく違うと、非常に狭くてもいいというようなことが、あるいは職員が少ないということがあってはいけないと思っています。

ただ、一方でそれぞれの地域の事情が非常に異なっていることも事実ですので、そういう意味ではそれぞれの地域の実情に合わせた対応ができるような仕組みづくりも、この新システムの中には入れていかないといけないと思っております。

5番目の方のご質問でも、こういった制度の見直しよりも、もっとやるのがまずあるんじゃないか。保育所を整備していくべきじゃないかというご意見も、たくさんあるかと思えます。その点は確かにそのとおりでして、来年度の予算についてもご説明させていただきました。今現在、今年度について言えば新子ども基金の中でさまざまな保育所整備のメニューというものを掲げております。今の仕組みで言えば、保育所を増やしていくというのが第一であり、それ以外にはこのご意見の中の1番目の方も言われていますけれども、保育ママであったり、こういった他のサービスも含めてサービス量を増やしていくということは、今年度、来年度、当然やっていかなければいけないので、これは我々国も予算を確保しますし、自治体の方々にもご苦労いただきながら、あるいは現場の皆さんに新しく整備していただく、あるいは増員していただくということもしていただきながら、対応していく必要があると思っています。特に待機児童の問題は、数として多い自治体、いくつかの市町村の方には、我々保育課でもお話を伺っているんですけれども、特に都市部は保育所整備、定員数千人分増やしても、それを上回るような需要が出てきているということをよくお聞きします。やはりそういう意味での潜在的な需要というものを考えると、必ずしもごく一部の自治体の問題ではないと思っております。これは制度全体にもかかわるんですけれども、こういうことに対応していくために、今まではバラバラとした形で保

育所の整備費なら整備費の予算を確保するというを、これまでも国としてやってきたわけですが、まず財源的な意味での一元化を図って、しっかりと財源を確保していきたい。国のレベルでの財源を確保していきたいということを、この制度改革の議論の中では一つの柱として考えているということです。

6番の方の出生率等は改善しないのではないかというご意見ですが、世代間の近居率の高さが宮崎県の場合は大きいというご意見ですが、確かにそういう側面もあるのだらうと思います。保育サービスを増やすこと自体は、当然まだまだ必要と思っておりますけれども、それだけではなくて、ワーク・ライフ・バランスも含めてですけれども、社会全体の在り方ということも合わせて議論していかないといけないと思っております。今回の基本制度案の要綱だけを見ていただくと、そこまでのことがほとんど書いてございませんけれども、こども指針の検討を進めるというふうに申しました。そういう中では、これまでも社会保障審議会の中でさまざまな議論をしております。あるいは、「子ども・子育てビジョン」ということで、国のビジョンも定めております。そういうことも含めて、必ずしも制度的な面だけではなく、社会の在り方ということも含めて議論はしていかなければいけないと認識しております。以上です。

(2) 国・都道府県の役割と市町村の権限・責務

(公的責任、最低基準の地方への委譲、地域主権)

新システムの制度案要綱では、地方への権限の委譲が大きく謳われているが、財源の乏しい本県（宮崎県）のようなところは、現行制度のもとでも特別保育や放課後児童クラブ等の補助金は大幅に減額されており、保育所最低基準の制定が地方へ任せられるようになると、地域間格差が生じるのは明白である。最低基準はまさしく最低の基準であり、地方へ委譲すべきではない。

自治体が最低基準を下回らないように国が支えるしくみを確保してください。

国で定められている最低基準は市町村でも維持させるべき。国の乳幼児の発達保障、責任、は法で明確にすべし。

方針の「地域主権を前提とした住民サービス」について、これは、地域によって差ができるということのようですので、国民主権とか全国主権にしてもらいたい。

方針の「政府の推進体制の一元化」には賛成ですが、入所定数や保育室の広さや職員の定数等ははっきりしていない点が多い。

「基礎自治体（市町村）の重視」について、市町村によって経済的に差がある現在、重視されては困る。全国一律にしてほしい。

最低基準（人員・設置）が緩和されることなく、国としての基準として設ける。

地域主権と称し、福祉のナショナルミニマムが廃され公的責任を放棄。

（児童福祉法24条の励行） 国家賠償責任の回避。

乳幼児、次世代育成の国の責任は、どんな形で保障するのか。（財源、制度、法律）

国の最低基準を全国どこでも守るべきである。地方の基準を作ると地域格差が生じる。現物給付、現金給付の具体案が見えず、それらは全て県や市町村で策定するというのでしょうか。

国が責任を持って最低基準を示し、自治体が基準を下回らないように国が支える仕組みを確保してください。

一体化について・・・見えてこない部分がたくさんある。

- ・職員配置の問題。(年齢で分けるのか)
- ・利用料の決め方。(現在保育料は、所得税によって決められているが?)
- ・保育時間や内容の問題等。(例えば午前中設定保育を行い、午後は?)

子どもは国の宝であり、地域に任せるのではなく、ある程度国が最低基準を示すことは必要である。

(2)「国・都道府県の役割と市町村の権限・責務」に関する《回答》

全体的にこの部分でご意見を出された方のご意見は、ほとんどは全国一律の基準を守るべきということかと思えます。たしかに最後に地域主権の法案のことを少しご説明させていただきました。国会でも参議院で議論がありましたけれども、さまざまな議論がございました。保育所の関係についても、さまざまな議論がございました。

ここは、実際には両方の考え方があるのではないかと思います。やはり今、大きな流れとして地域主権、それから今の政権になる前の政権も含めて、地方分権という大きな流れもございました。今回の保育所の整理、地域主権法案の整理では、2つの区分を分けているということをご説明させていただきました。職員の配置、面積基準、それから保育の内容、これらについては全国一律の基準がこの法案が成立施行後も適用されると、説明させていただきました。そこで一定の分類をしたというのが、現在の整理です。その考え方を子ども・子育て支援システムでも基本的には踏襲する方向だというご説明をさせていただきました。

全国、やはりどうしても変えてはいけない部分というのは、確かにあると思います。職員の配置で、これも最低基準として定めているものですので、その配置よりも少ない職員の保育所、あるいはこども園というのが出てくるのはあってはいけないという考え方の中で、職員配置については全国一律にする。あるいは面積についても、昭和20年代に定めた基準ですけれども、これも最低基準として定めているものですので、これよりも下回るような基準を自治体の判断で定めるということは認められないという整理の下で、職員の配置や面積については全国一律の基準を適用することにしております。それ以外のものについては、都道府県の判断で条例でということですから、それぞれの県なり市の議会を経てということになりますけれども、国の基準とは異なる基準を定めることもできるという整理にさせていただいております。これに関して、さまざまなご意見があることは承知をいたしますけれども、大きな流れとして地域主権という流れがあるということと、そうは言っても全国守るべきところについては一定の線引きをした上で、我々としても保育所に関して、一定の全国一律の基準は残していくという整理にさせていただいているということです。

(3) 多様なサービスの提供

小規模保育サービス（保育ママ制度・訪問型サービス等）や学童保育の充実には大賛成である。但し、現行保育制度の下において対応できることである。

保育ママ等の育成支援について

施設整備（衛生・安全等）や保育者の質やカリキュラム等、最低基準が保障されるとは思えない。安上がりの保育が展開され、子どもの集団的発達も欠けることになり、小学校入学段階でばらばらの価値観が培われることになる。

多様な保育サービスについて

都会と違い地方で、このサービスを進めるとき、現在の補助の在り方は利用数により変更するので、利用状況や利用料金で職員配置に苦勞する。新システムの地方主権の中での運営費の確保はできるのか。

社会の安定を目指した施策が実施されるべきです。

「ワークライフバランス」(仕事と生活の調和)の実現として、多様な保育サービスの拡大、特に、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービスなどは、子どもの福祉や教育を優先して考えられたものとは言えません。あくまで、現在の労働環境を中心に構想されたものです。市場経済を優先することで非正規雇用が拡大した結果、雇用や所得が減少したのであり、そのような過ちを是認したまま保育事業を構想すべきではありません。また、市場経済を優先することは社会の安定を欠き、子どもの心身の安心安全を失わせることとなります。正規職員を増やし、早朝・夜間・休日労働を減らし、地域の連携を強化する施策を優先すべきです。

様々なサービスができる子ども園（特色ある子ども園）ができることはよい。

(3) 「多様なサービスの提供」に関する《回答》

まず1点目ですけれども、小規模な保育サービス、学童保育の充実には賛成だけれども、現行制度でできるのではないかということです。この点については繰り返しになりますけれども、今回、包括的・一元的な制度を目指していくという中で、その一つの大きな狙いは、国レベルでも財源をきちんと確保して行って、その財源を子ども・子育てに充てる交付金として市町村に交付することによって、地方による事業実施に必要な財源が確保されるようにしていきたいということを考えている、ということです。その意味で、今まで保育所の運営費について言えば、そこだけを見れば一般財源化の議論はありましたけれども、今のところ、その保育所運営費負担金ということです。これは負担金ということですから、国は必ず必要な利用に見合った財源を確保します。それから都道府県や市町村も、負担金としてきちんと財源を確保するという仕組みになっておりますけれども、他の保育関連施策、保育ママ等々を含めてみた場合、すべてがそういった負担金という位置づけではなくて、補助金のもの等々もございます。

そういう意味で、例えば一つの例として挙げれば、障害児保育が一般財源化された中で、市町村ごとの差が出ているというご指摘も、いろいろな所で私はいただいてきておりますけれども、やはりそれぞれバラバラと事業があると、そこだけをとらまえているいろいろな議

論ができていたということも言えるのではないかと思います。今回はきちんと、子ども・子育てに充てる財源は国レベルでまず一元化しようということを考えていて、必要な財源の確保というのも、今回の検討の大きな柱の一つだということをご理解いただければと思います。

それから保育ママに関してですけれども、集団的発達が欠けてしまうのではないかとというご指摘です。まず一つには、現行の保育ママをやられているケースのほとんどは、0歳、1歳、2歳という低年齢の子どもさんを対象にしています。そういう意味では、3歳になる段階では保育所なり幼稚園なりに移って、保育なり教育なりを受けるということが、今現在は行われています。それで、そこでの集団的な育ち、学びがあるということ。

それから、確かに言われるように、質が下がっているものを認めていいのかという議論はありますので、保育ママに関しましても研修を義務づけるとか、あるいは連携の保育所を決めていただく、それによって保育所のバックアップの下にきちんとした保育をしていたということではないかと思います。保育ママに関して、少し否定的な見解を持たれている方がいらっしゃることは、承知はしておりますけれども、家庭的な雰囲気の中での保育という意味でのよさもあると思っています。質を下げないような仕組みづくりは必要ですけれども、保育ママについては、全国的に言いますと「子ども・子育てビジョン」の中ではまだまだ量を増やしていきたいと思っている事業と、認識しております。

それから、3番目の方のご意見は、おそらく今の特別保育事業の関係に対する問題を指摘されているのだと思います。新しい制度の中で、今のさまざまな補助のやり方をベースに考えるのか、あるいは改善すべきことを改善するのかということとは、当然議論しなければいけませんので、貴重なご意見として承りたいと思います。

それから、4点目の方は、むしろ雇用環境といったようなことの改善を、まずやるべきではないかというご指摘だと思います。これも説明の中で少し触れさせていただきましたけれども、ご指摘のとおりだと思います。正規の職員を増やしていくといったようなこと、それから、夜間とか早朝の休日の労働を減らしていく、いわゆるワーク・ライフ・バランスということとを並行して進めていかなければいけないと思っております。さまざまな労働政策面でのワーク・ライフ・バランスの取り組みも進めてはおりますけれども、そうした取り組みとの連携ということも、今後、この新システムの議論でもよく念頭に置いておきたいと思っています。

最後の方は、こども園、さまざまなサービスが提供できる形であればよいということで、そういった形にする方向で検討していきたいと思っています。以上です。

(4) 給付の仕組み

(保育の必要性の認定、公的保育契約制度の導入)

公的契約といいながら実態は利用者と事業者との直接契約であり、公的責任が明らかに後退する。このようなシステムには絶対に反対である。

障害児、気になる子ども（一見して多動だったり...）などが、職員不足等から断られる可能性があります。その場合は、誰が責任をとられますか？市町村が責任をとることを明確にしてほしいと思います。

保育時間の区分は？利用者の就労状況によって保育時間がバラバラになるのか？

認定による保育への影響

保護者のニーズによって保育時間、利用料が決定するのは頷けるが、福祉の部分はどうか。

直接契約によっておこる不具合

公的保育契約制度について

保育の必要性を認証されても、施設不足で入所できなかったり入所できる施設を探して利用者が走り回ることにほならないか。

入所基準を時間認定するのであれば、その時間認定通りに運営費を支出すべきだ。支給方法も現状の形で。何故なら職員はその認定通りに対応しているから。

介護保険の利用実績と同様な捉え方は大きな間違い。このスタイルを強行するのであれば、職員のレベル低下は臨時職員の増加で目に見えている。保育士希望が減り人材難を招く。

利用条件は子どもの立場で決められているのだろうか。

保護者の就労形態の利用制限をなくすのは子どもの利益につながるのだろうか。

保護者の都合で入所させる・・・育児放棄・育児能力の低下につながるのでは？

就労時間等により必要な保育時間を市が認定するというのですが、保育時間が様々な状態ではクラスの保育計画など立てにくく、把握しきれないと思います。細切れの一時預かりのような園児の保育にふりまわされ、保育士はますます手がいなくなるでしょう。保育の質が問われている昨今ですが、十分な保障がなければ、保育士として働き手がいなくなっていくことも危機を感じます。（今でも、保育士を探してもなかなか応募がありません。）子どもも不安定な状態になります。

直接契約により、事務が複雑多様化して、さらに、一対一を求める（必要な）子どもが増えている現状もあり、この時期に情緒が安定していなければ将来につけを残すこととなりますので、新システムには反対です。

（４）「給付の仕組み」に関する《回答》

大きく保育の必要性の認定のご意見と、契約制度に関するご意見かと思えます。まず保育の必要性の認定ですけれども、詳細は確かにこれから決めていかなければいけない点が多くありますけれども、この点については少子化対策特別部会の頃の議論があったと思います。この保育の必要性の認定を利用者ごとに、１時間、２時間とか、そういう区分で細かく認定するという事はまったく考えておりません。大きくくりで２区分あるいはもしあったとしても３区分ぐらいというのが当時の議論でした。２区分と言いますと、認定子ども園をもし運営されている方がいらっしゃったら、イメージがわくと思うんですけれども、時間は決まっておりませんが、だいたい例えば６時間ぐらい利用する子どもさんと、１１時間ぐらい利用される子どもさんがいるというような区分程度のくりです。そういう意

味では、何か子どもさんが来られる時間が限りなく多様にあったり、帰られる子どもさんの時間が多様に出てくるということは、想定はしておりません。そういう意味で、まず認定は特別部会の議論を踏まえれば、2区分ないし3区分ぐらいの大きくりの区分を予定しているということを、まず前提としてご確認いただければと思います。

その上で、そうはいつでも職員配置等々で、きちんとそれに見合った給付がなされるのかというご指摘もいただいております。例えば早く帰る子どもさんが帰られたとしても、職員の方は残られて仕事があるという状況ですので。ご意見の中で、時間の認定どおりの運営費、この点についてはさまざまなご意見があって、むしろ子どもの認定どおりの運営費になると、職員の人件費がきちんとみられなくなるというご指摘もいただきます。例えば6時間と11時間と仮に認定した場合、では、その運営費、給付がだいたい半分ぐらいになるのかということ、そんな単純な設定の仕方ということは考えておりません。むしろ、こども園、その他の保育サービスもそうですけれども、当然ほとんどが人件費に充てられるべき給付ですので、基本的には職員の配置がベースで、こども園、保育所についても職員配置の最低基準は全国一律を継続するというふうに申しましたけれども、そういった基準もあるわけですから、職員の配置、人件費に着目した給付設計をしていくこととなります。ただ、幼稚園との調整の部分がございまして、具体的にどういう算定をするかということは、まだ決まっておられませんけれども、人件費に着目した算定方法について、検討していくということです。

それから契約の関係で、ご説明の中でも触れさせていただいたつもりですけれども、市町村の関与というものが非常に重要になります。その時に、公的責任が明らかに後退するのではないかという最初の方のご意見もありますけれども、煩雑な利用にならないような市町村の関与というのは、引き続き責務として残していくということを考えております。

2番目の方が言われているような、障害を持った子どもさんのケース、あるいは今日のご説明の中では一人親の家庭とか、虐待があるような支援の必要性が高いケースと申しましたけれども、そうしたケースにつきましては市町村が関与して、事業者と協力しながら受け入れがなされないようなことがないようにするという、市町村の責務というものは残すこととしております。

それから、「直接契約によって起こる不具合」と言われている方も、おそらく同様の、市町村の責務がどうなるのかということかと思っております。また、事務負担のことも触れられておりました。確かに事務負担自体が増えるのは確かですので、そのあたりについてもどういった手当ができるかということは、考えていかなければいけないと思っております。

後ろのほうの方のご質問も、やはり細切れで一時預かりのような保育になってしまうのではないかということなのですが、認定は大きくりな区分、2区分、あっても3区分程度を考えているということを、まずご理解いただければと思います。以上です。

(5) 多様な事業者の参入

(指定制、イコールフットイング)

保育や教育は次代を支える人材の育成という国の根幹に繋がる重要なものである。利益追求を第一とする株式会社の参入は、まさに保育の産業化であり絶対に認められない。どうしても実施するなら待機児童の多い大都市で試行してみたらどうであろうか。地方は現行の保育制度で十分対応できている。

保育の基本は守られるのだろうか

「認可制」から基準が満たせば指定される「指定制」が導入・・・企業が参入しやすくなると考えられ利益を優先する運営で保育の基本・子どもの利益は守られるのだろうか。

保育の質を落とさず子どもの最善の利益が守られるのか。

指定制導入による保育への不安

乳幼児・児童の保育、健全育成は専門家、施設に任せるべきであり、産業や市場にしてはならない。世界をみても、その様な国はなく、アメリカも幼児の保育を国保障にする様考え方を変えようとしている。今後の歴史に禍根を残す。

保育を産業化し企業がどんどん参入してくる事がとても不安です。商売化することで大切な子どもたちが安心して安らぎのある保育を受けられなくなるのではないのでしょうか。今の時代（共働きの家庭が多く心身共にゆとりのない親が多い）だからこそ、国家資格をもった保育士がひとりひとりの子どもたちをしっかりと心身共に受けとめられるような安らぎのある保育が必要だと思えます。そのためにも最低基準が定められた保育制度であるべきだと思えます。保育の質の低下にならぬ様我園でも園内園外研修を積極的に行っている所です。

「多様な事業主体の参入」について、運営費の使途が事業者の自由にすることについては、幼児教育が産業化されるもので反対である。就学以前の幼児を、保護者の経済状況で差をつけてはならない。また、施設整備費の見直しについても、だれが負担していくのかが分かりにくく、先が見えない。

現在の社会福祉法人による幼児教育は一定の法律と指針により、最低基準を守りながら運営されている。多様な事業主参入による利潤追求の不安をどのように解消しようとしているか内容が見えない。

福祉と教育の世界には、市場経済の論理を導入してはならない。

「多様な事業者の参入」「イコールフットイングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進」等々、これらは保育事業の自由化を指していると思われまます。そもそも、イコールフットイングとは、日本と米国との間の貿易や金融摩擦の折に使われた言葉であり、金融自由化を迫る米国の圧力を受けたわが国金融機関が悉く無力化したように、同様に様々な規制緩和政策の中で地方経済が疲弊したように、自由化の名の下に市場経済の論理を導入すれば、現在の個々の保育事業体は悉く無力化し、資本力のある企業体に吸収されて行くでしょう。「企業のための保育か地域と家庭のための

保育か」を考え、事業主体の参入を図るにも、保育事業体間の競争を抑制する規制が盛り込まれるべきです。

多様な事業主体の参入にあたって、儲けとかの対象になり保育の質の低下の問題はないのか？

多様な事業所の参入促進について

採算がとれる内容利益追求で保育事業が進出することになると保育の専門性は保たれるのか。(社会福祉法人格を取得後に保育事業に取り組まなければならないのでは。)こども園の下、イコールフットィングで認可保育園、幼稚園、その他が横並びの状況では、最低基準維持は困難。崩れだすとエスカレート間違いない。指定制導入への疑義。

リーマン・ブラザーズ破綻による金融危機により、規制緩和の誤りがようやく認められ、国際的に社会保障・公共サービスの解体の方向性が見直されるかと期待していたが、流れが止まらないのが残念である。市場や投機家の圧力に流されるのではなく、国は自信をもって社会保障を公的責任の下で堅持してもらいたい。今のままでは規制緩和により官製ワーキングプアが拡大するだけだと思う。

(5)「多様な事業者の参入」に関する《回答》

主に民間企業、株式会社に対する懸念のご意見が多いかと思えます。まず一つは、公的保育契約の説明の中で、特別部会でさまざまな議論がある中、3つの案の中で2つ目の市町村の関与の下の公的契約ということが、今回の要綱で採り上げられていると説明しましたが、その時の3つ目の案というのが、市場原理に基づく直接契約、いわゆるパウチャーと呼ばれるような仕組みにするとということです。その3つ目の案というのは、今回の要綱では採用していないということです。ですから、単純なとっていいのか、完全なというか、市場原理を導入するということではなくて、まず公的保育契約、これは公定価格が基本と要綱では明記されておりますけれども、そういう意味で単純な市場原理は導入しないということが一つです。

ただ、一方で株式会社の参入、これは今現在も、約10年前でしょうか、保育所については主体制限がなくなっているという状況ですけれども、今後もこの指定制に変わってからも必要な規制をきちんとかけるというのが基本だと説明もさせていただきました。株式会社、民間企業が何かすべて悪い主体という前提には立っておりません。必要な規制をきちんとかけて、その指定基準をクリアすれば指定する。指定された事業者には自治体が監査指導すれば、それに従っていただく。安易な撤退というのはあってはいけませんので、きちんと規制をする。必要な規制をきちんとかけていくというのが、今回の考え方です。あとはその規制をどう実行たらしめるかということが、今後の課題と考えています。

なお、この6番目の方がいみじくも書かれているんですけども、まさに保育所保育、これは今現在ある社会福祉法人の保育所も株式会社の保育所も当然同様ですけれども、まさに現場の保育士さんの方々に保育を担っていただいております。それは実施主体の如何に関わりませんので、保育士による保育というものを基本にするということは、今回、新しいこども園の基準でも変えることは考えておりませんので、まず、きちんとした資格を

持った保育士である職員が保育を実践していただくということは、新しい制度の中でも当然ですけれども、それが基本になっているということかと思えます。

一方で、質の向上を図っていく必要があると思っていますので、全体的にこういった主体が今よりもたくさん入ってくると、全体の質が下がってしまうのではないかというご懸念のご意見が多いのかと思えますけれども、質の向上に関してはきちんとした職員配置等に関する検討を進めていきたいということをご説明させていただきました。

それから7番目の方の運営費の使途の自由化と、あるいは施設整備費の見直しの内容です。これはちょっと説明しておりませんでしたけれども、今現在検討しているものの一つは、事業主体ごとの規制が同様の水準になっているかどうかの検証ということは必要だと思っています。一つには、その施設整備費のことですけれども、これは今現在の仕組みの中では社会福祉法人のみが対象になるという整理です。それがそういう仕組みのままがいいのか、特別部会の議論の中では、運営費に減価償却費相当分を上乗せするという出し方もあるのではないかというご議論もありました。そういうことも含めて、検討していくこととしております。

それから、運営費の使途についても、今株式会社が保育所を運営している場合に、配当を今でも規制まではしておりません。ただ、実際には民改費がカットされるというような、実質的な意味での株式会社立の保育所に対する規制的なものはございまして、そういったものを今のままにしておくのか、もう少し緩和するのかということをご議論していくこととしております。

基本的な考え方は説明の中でも触れさせていただきましたけれども、必要な規制を事業主体の如何に関わらず、きちんとかけていくということに対応していきたいと思っております。以上です。

(6) 費用負担

(財源の確保、包括金、一般財源化)

事業主が負担することについて

子どもがいると中々雇用してもらえない現実があるが、さらにと言う事にはならないのか。

必要な財源を確保できるのか。「すべての子ども」を対象とする制度にするためには、それなりの予算が必要である。財源を確保する見通しが立った上で制度変更をしてください。

財源確保への不安

すべての子どもへ良質な成育環境が与えられることは、大変喜ばしい事であるが、サービスメニュー1つをとってみても、実施する施設が増えるのだから、はたして財源は大丈夫なのか、非常に心配である。(今でさえ、県、市とも財源がキビシイ状態)

社会全体による費用負担について、事業主も費用負担するとはどういうことでしょうか

か。

大都市圏と地方都市の財政力の格差を埋める施策がとられるべきです。

東京をはじめとする大都市圏の自治体は財政力があり、十分な保育事業予算を組むことが出来ますが、人口減少地域の自治体が「地方主権」を実施すれば、保育事業予算は縮減され、保育の質を低下させることにつながる。国の予算措置において、大都市圏と地方との格差を埋める施策が取られる必要があります。

子ども・子育て新システムの運用に当たって、基礎自治体の財政基盤に格差がある中で、給付が地域の実情に応じ、地域の裁量で配分されることは、子どもの生育環境及び子育て環境について、国内において著しい格差が生じることが懸念されます。

地域環境による差、自治体等の重きを置く方向に違いがあることによる差がある現実の中で、いくら立派なシステムを構築しようと、サービスメニューの多様化を掲げようと、利用できない環境が作られるならば、意味のないことである。国として、「一人のこども」の生育環境の保障をどのように維持できるのか示してほしい。

また、このシステムにより運用される事業所として、利用者にもさまざまな状況の利用者がいることを想定したシステムとなることを考慮願いたい。

日本という国に住む、「一人のこども」が、「一世帯の子育て家庭」が、そして真摯に保育に取り組んでいこうとする事業所（者）が、不利益を被ることのない新システムとなることを望みます。

有為な日本人となる人材としてこどもを育てたい。

基礎自治体重視で行う姿勢を、国の責任のもとで管理、監査体制を取り、地域実情に適した子育て支援として予算執行を行う。

学童保育は、地方の裁量があるため地域間で極端な格差が生じてきている。都会との格差だけではなく、隣の県や同じ県内でありながら隣の市町村間でも格差は著しい。何パーセントとか何割という格差ではない。このまま放置すると 100%を越えそうな格差、つまり半分とかの格差である。

新たな制度では、「自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計し」とある。保育も学童保育のように、極端な格差になるのが心配。

まずは、この格差をなくしてから提案してほしい。今のままでは、とうてい信用できない。

「放課後児童クラブの量的・質的拡充」とあるので、試しにやってください。まずは実験からです。

自治体に交付される交付金の使途範囲が児童福祉目的全般ではなく、保育に関するものは別途限定しての交付はできないのか？

消費税を財源にする仕組みは恒久的なのか？それとも育児保険構想に移行するまでの仮の仕組みと考えて良いか？

公立保育所は運営費が数年前に一般財源化されているが、パート職員が増え、結果として保育の質の低下を招いている。

地方への一括交付金は、何を基準に決めるのか。子ども交付金の性格を明確にし、地方格差のない保育の保障をする。日本国民として生まれてきた子どもを、都市と地方で差別してはならない。放課後児童クラブの事業費が如実にそれを物語っており、国の基準は年々上昇しているが、宮崎県は3分の1も減額されており、土曜日は加算されていない現状である。

一括交付金の考え方はその配分方法等課題が多々ありそうである。

宮崎県の各市町村においては、新システムにならずとも既に現場は混乱している。新内閣が一括交付金について触れると早速、それを地方三団体が後押しする。要は、保育の予算を他の事業に回したいだけだ。児童福祉法24条を堅持しないと、福祉のナショナルミニマムは守れない。

必要な財源を確保できるのか。

- ・「すべての子ども」を対象とする制度にするためには、それなりの予算が必要である。
- ・財源を確保する見通しが立った上で制度変更してください。
- ・自治体の財源力による格差を生じさせないため、子どもの育つ環境は、国の責務で保障してほしい。

なぜ、こども園にする必要があるのか、基本的には反対です。

今回の子ども・子育て新システムにともない、下記の如く、国・厚労省の意に沿うが如く

- 1)給食の完全自由化 幼稚園への配慮と、こども園移行の布石
- 2)私保連の歩み寄りによる政府、厚労省の意見一体化の方向の歩み（三年後実施）
外堀は埋められたとの状況を判断する。

今後、国の新システムに向けての問題点として

こども園の設立にともない、幼保一体化の運営に関して

- 1)給付一体化にとまなう不安

保育園の予算を削り、幼稚園へ傾斜配分し、全体的予算を減額させる方向にあるのでは？

- 2)一括交付金による地方自治体の対応に不安

地方による格差が広がる危険性、最低基準のなし崩し

国は、結局どこまでどれだけ“日本の将来を背負ってくれる子ども達”のことにお金をかける考えなのか？

(6)「費用負担」に関する《回答》

財源の関係は、説明の中でも何かはっきりしない説明をしてしまいましたけれども、なかなか今現在こういう財源をこれだけこの施策に充てますということが決まっていない状況ということは、ご理解いただければと思います。ただ、いろいろな方のご意見の中に、財源が拡充できなければ、今ある保育所にかかっている予算を別の事業に充てることを考えているのではないかとというようなご懸念があるということが見てとれました。むしろ、保育に充てる費用については、質の向上ということを考えていきたいとお話しさせていただきました。職員の処遇の改善、配置の拡充といったことを検討していきたいと思ってお

ります。その意味では他の部分、あるいはまだまだ保育サービス自体、量を増やしていかなければいけない世界ですので、当然、財源を今よりも増やした形で確保しなければいけないと考えております。その財源をどこから持ってくるのか、いくら持ってくるのかということが決まっていれば、一番ご説明もできていいんですけども、それは今現在、まさに政府全体で検討しているという状況でございます。

市町村への包括交付金の仕組みについて、詳細はまだこれからですけども、一つは説明の中でも触れましたが、今回の財源を一元化した上での市町村への包括交付金、これは子ども・子育て施策以外には充ててはいけないものという性格、地方交付税とは切り分けた形での交付金にしたいと考えているというのが一つです。

それから配分の方法も、なるべく客観的に決めていく必要があると思っていますので、基礎給付について言えば子どもの数といったようなことが考えられると思います。両立支援給付のほうは公費による財源だけではなく、労使の拠出金も含めた財源を考えておりますので、まずそういった財源構成も考えた上で配分の仕方も考えていかなければいけませんので、まだ固まっておりません。いずれにしても、子ども・子育てに必ず充てていただく財源を、きちんとすべての市町村に交付する仕組みを考えていきたいと思っております。

現状でも既に、学童、放課後児童クラブのことが多く出てきますけれども、格差が生じているのではないかというご指摘です。これに対してのご説明、繰り返しになるんですけども、今回こういう包括的一元的な制度を考えていこうと考えている一つの大きな柱となるのが、財源をきちんと国のレベルで一元化して、子ども・子育てに必ず充てるという財源として、市町村に交付する仕組みを作りたいということです。その中で、あとは財源をどれだけ拡充していけるのかということを考えていきたいと思っております。

それから、10番の方が、子ども・子育てという区分けだけではなく、保育はさらに別枠にしてはどうかというご意見です。これはご意見としてまず承りますけれども、そういう形にするのがいいのか？ただ、新しい制度でいうこども園ですけども、やはり人件費がほとんどを占めているということは今の保育所と変わりませんので、さらに職員の配置基準を全国一律で定めようとしているということですから、その職員配置がきちんとできるような給付というのは、まず当然、このこども園に対してなされなければいけないという状況になります。市町村の裁量と書いていますが、これはあくまでも一定の裁量ということなので、どこまでの範囲の裁量にするかはこれからさらに詰めますけれども、今想定されるのは子ども手当、今は1万3千円ですが、それがどう上下するかはありますが、一定の金額はおそらく全国一律で、これだけは必ず子ども手当として払ってくださいということは決めることになると思います。ただ、その上乘せ分について、他のサービス等に充てるという判断を市町村の裁量として認めるということになるかと思えます。この部分を現金で給付するのか、現物で給付するのか？その現物は、おそらくはこども園というよりも、それ以外の多様な保育サービスの所との兼ね合いということになるかと思えます。そういう意味では、まず現物給付の中の中核になるこども園に対する給付というのは、ある程度職員配置等で義務的な形にならざるを得ないのではないかと考えています。それを、この方のご意見のように完全に切り分ける形ができるかどうかというのは、ご意見として

賜って検討してみたいと思います。

それから、公立保育所の一般財源化のこともご指摘があって、それによって非正規の職員が増えている状況がある。これもいろいろな所を回って、いろいろな所でご指摘を受けております。これに対しても繰り返しになりますけれども、それぞれ事業ごとにバラバラとあった中で、例えば公立保育所、あるいは障害児保育もそうですけれども、それぞれの事業だけを見た形で一般財源化されてきたということもあります。そういうことも踏まえながら、今回は包括的な制度を作る上で、財源についても一元化していきたいと考えております。以上です。

(7) 保育料について

「市町村は、利用者の必要性に応じて、公費の補助が受けられるサービスの量を認定し、その分の利用料補助を行う」ということになるのだろうが、不明確で保護者負担が増えるのではないかと懸念される。

保育料の基準はどうなるのか。

応能負担はなくなり介護保険のように完全に応益負担になるのか。そうすると、一部の金持ちは良いがほとんどの庶民や貧乏人の負担は計り知れない。特に宮崎県のような地方の住民には過酷な保育制度になってしまう。本当に保育を必要とする人が利用できない制度ではないか。

幼稚園でも就園奨励費で応能負担になるように調整している。制度が一つになるのだから当然これもなくなるのか。そうすると貧乏人は「保育園」も「幼稚園」も行けなくなる。

もし、応能負担も取り入れるとすると、これに応益による区分、年齢や定員による区分も加味するとなると複雑怪奇な非常に非現実なものになってしまうのではないか。

保育料の基準、徴収方法はどうか。(長時間、短時間の区別)

保護者から保育料を集める事務、役所に応益により代理受領の請求をする事務、未納者へ督促をしたり回収をしたりする事務など、事務負担は過大になってくる。現実に介護保険は過大だそうです。

この負担を運営費に加味されてくるのか。加味されなければ保育園は運営できない。加味するとなると、今までより無駄な費用がたくさんかかる制度になってしまう。

(7) 「保育料について」に関する《回答》

保護者負担の詳細は今後決めていくことが多くありますので、今現在決まっていることはそれほどはないんですけれども、まず一つ確実なのは、低所得者に対する負担軽減というのは必ず入ると考えております。それから、特に今回、こども園、幼保一体化のことがございまして、保護者負担の扱いが保育所と幼稚園でまったく異なっていると説明させていただきました。そのあたりの調整がありますので、どういう形で設定していくのか。応益負担になるのか、応能負担になるのかということも含めて、まだ現時点では決まってお

りません。いずれにしても、保護者負担、ここにご意見をいただいているように、保育料によって特に所得の低い方の利用が阻害されるということがないような仕組みは、当然必要だと考えております。

保育料の基準がどうなるのか、ここはまだ詳細は今後ということになります。

徴収方法のところでも事務負担が多くなるというご指摘がありました。これは事実そうですので、これをどういうふうに配慮していくかということは、一つには運営費で対応するというやり方もあろうかと思えます。これについても検討していかなければいけないという状況です。保護者負担の関係はまだ決まっていないことが多くございます。

(8) 幼保一体化

幼保一体化ではなく、幼稚園の保育所化である。どうしても幼保一体化するのであれば、3歳以上のすべての子供を対象に保育を義務化し、国の責任で無償化した方がよいのではないかと考える。

保育制度改革と幼保一体化を組み合わせた構想なので、わかりにくくイメージがわからない。幼保一体化を行おうとする理由は何なのか明確にしてください。時間をかけて検討する必要がある。

幼稚園と保育所の成り立ちから根っこの部分の統一調整

幼保一体化とは何を指すのか？全ての子ども、つまり就労の有無に関わらず、全ての乳幼児に保護と教育を保障するのであれば、現在の保育所制度に全て（幼稚園、認定子ども園、未認可保育園）を合体させ、「こども園」という名称に生まれ変わって実施すれば、次世代育成の国の保障、責任もあるし（財源、法律）何も不安がる事はないと思う。日本の認可の保育制度は課題はあるものの、しっかりした内容もち、指針も改定されてはきたが、年齢毎の発達を押さえてあり、園の保育の特色の自由さも容認されており、地域開放や保育相談も加味されており、充実しているので、保育所利用者が年々増加し、待機児がでてくるゆえんであろう。

3歳以上児は義務教育にする。

保護者の働いている時間がどうだからこうするという考え方は、子ども主体ではなく、対等な権利を与えておらず、児童の権利をおびやかす。

幼保一体化になれば教育の方に重きがおかれ、福祉の方がないがしろにされないか心配。支援の必要な家庭（保護者）、子どもをすべての（幼稚園だったところも）が現在の保育園（所）のように保育できるのか？

少子化対策や全ての子どもに幸せを、という考え方から幼保一体化の考え方が進められようとしているが、現場の保育実施に混乱が生じないような具体内容がみえない。

幼稚園と保育所の当初の目的が考慮されているのだろうか。税の平等性を重視し、大人の都合による集団保育の利用を容易とすると、親の育児意識をなくすことにならないか。

学校教育には企業や多様な事業主の参入はないと思われる。保育所は指針の告示化により、教育の部分が主要となり保育要録の作成も義務化された。幼保一体化を唱える中で、学校教育の一部であった幼稚園を保育所と一体化して多様な事業主による幼児保育を進めることは、子どもの教育を受ける権利（良い環境の中で育てられる）をいい加減なものにするとともに、学校教育の崩壊にもつながるのではないか。

幼稚園と保育所の一体化をさらに進め、幼児教育の義務化まで踏み込むべき。

給付と機能の一体化と称して幼稚園と保育所の違いを無くすことが、幼保一体化の目的だと思われます。これは、現在の学校教育のように「子ども家庭省（仮称）」が幼児教育を一元化していくことを目指したものでしょう。そうであるならば、学校教育のように、安定的に幼児期の子どもの養護と教育を実施する基本方針を指し示すべきです。単に、指針と資格の共通化程度の施策では不十分です。むしろ幼児教育の義務化を示すべきではないでしょうか。国が責任をもって幼児教育を安定的に運営すべきです。事業主体の参入促進という自由競争を促すなかでの幼保一体化では、幼児教育は不安定化するだけです。

幼保一元化の考え方は働く親にとってはありがたいことではないか。

幼保一体化（少子化社会対策会議）を一部の有識者だけでなく、現場（実務者）関係者の声を取り入れてほしい。

幼保一体化を行うにあたって、保護者等に十分に説明等はされるのか？

保育制度改革と幼保一体化を組み合わせた構想なので、わかりにくくイメージがわからない。

目的や事業内容が不明確。幼保一体化を実施する理由は何なのか明確にしてください。

（８）「幼保一体化」に関する《回答》

幼保一体化の関係につきましては、私は説明の中で3つの視点ということで、子どもの視点、親の視点、地域の視点という形で説明させていただきました。繰り返しはしませんが、その中でもどれがその制度まで変えてやらなければいけないのかと言われると、確かに制度まで変えていくという面では、親の視点の部分が確かにかなり大きいと思います。多様な働き方への対応ということが、今回の幼保一体化の中では一つの大きな視点だろうと思います。ただ、あわせてここでたくさんの方が指摘されているように、就学前の教育をきちんとしていくということも重要な視点です。そういう意味で、子どもの視点という中では、こども指針の検討をしまいりますというふうに申しました。施設である子ども園での集団的な保育、あるいは教育はどうあるべきかということ、そのこども指針の場で具体化していただく予定としております。このこども指針のワーキングチームには、保育の関係の団体はもちろんですが、幼稚園の関係の団体、あるいは保育、幼児教育の専門の方々に入っただいて、その内容を詰めていきたいと思っております。

幼児教育を義務化したらというご意見がかなりございます。今日ご説明した資料の中で、実態としましては4歳以上の子どもさんを見れば、9割以上の子どもさんがどちらかに通われている。3歳の子どもさんを見ても、今の時点で8割の子どもさんは幼稚園か保育所に通われているという状況もございます。それを100%に向けてさらに利用しやすい制

度にしていくということではないかと思えます。

幼稚園と保育所は非常に法体系も違う中で、歴史もありますので、調整する部分はたくさんあると言いました。その調整する内容は幼保一体化のワーキングチームで来月から動き出すということで、今日はそれを一つ一つご説明できる段階ではない状況です。そういう意味では、まだ具体的なものが見えない中で、もう少しきちんと時間をかけながら検討すべきではないかというご指摘が多いのだと思えます。たしかにスケジュールとして、来年の通常国会に法案を提出するという意味では、法律で決めるべき事項はそこまで決めていなければいけないということなので、時間がたくさんあるという状況ではございませんけれども、こども指針の関係、あるいは幼保一体化の関係、それぞれのワーキングチームでの議論を踏まえながら十分調整を図っていきたいと思っております。

既に保育所は年齢ごと、0歳から5歳まで、あるいはその保育それぞれの特色の自由さを持っている、あるいは地域の子育て支援等にも応じているというご意見がございます。本当におっしゃるとおりだと思います。今の保育所で実践いただいております保育の中身を、何か変える必要があるから制度を変えるということではございません。実践されている保育の中身は、保育所保育指針の内容を大きく変えることは考えていないと申しましたけれども、そういうことではなく、制度上の垣根といったものを取り払っていく。それによって親ということになりますけれども、保護者の選択の幅を広げる、あるいは利用しやすい仕組みにしていきたいということを考えております。

現場の混乱が生じないような制度設計ということは、もうおっしゃるとおりですので、そこはきちんと考えていきたいと思えます。たしかに幼稚園の保育所化ではないかというご意見も、実は保育関係の団体の皆さんと私はお話しさせていただいておりますけれども、いくつかの所で同じようなご意見をお聞きします。たしかにまず年齢の点をとっても、あるいは1日の時間の点をとっても、求められるものが大きく変わるのは幼稚園のほうかなというふうに、私も考えております。2歳、1歳、0歳といった、特に乳児の保育にどこまで対応できるのかということ、あるいは時間についても、例えば長い時間では11時間ぐらいの認定というふうに申しましたけれども、そういった認定された子どもさんの保育というものを、すべての所でできるのかどうかということもございませぬ。そういう意味では、今保育所の方々から言えば、そういった年齢や時間に関して言えば、今の日々の流れを変えるような仕組みは考えていないと受け止めていただいて結構です。そのところは、むしろ幼稚園のほう新しい対応というものを検討していただくのが大きいと思っております。

それから、現場関係者の声を採り入れてほしいという点につきましては、幼保一体化についても子ども支援についても、それぞれ全国の団体を通じてということですが、委員を選んでいただきまして参画いただいております。

保護者への説明というのは、これまだ今の現時点では当然なされておられませんけれども、制度施行にあたっては自治体の方々とも協力しながら、対応していく必要があるのだろうと思っております。以上です。

(9) 保育の内容

(こども指針、こども園)

児童福祉施設としての在り方について、幼稚園では習い事を安易に認めるような内容が法律上の文言としてある。これは明らかに生活弱者に対する児童福祉施設の在り様とは異なる立ち位置である。従って、未就学児童の早期教育を暗に肯定すること、経済的弱者の家庭の児童が施設の中で平等に扱われないような内容を新しい子ども指針にはもりこむべきではない。

OECDやUNICEFで論じられてきた乳幼児保育や教育に対する考え方について、例えば、乳幼児を0歳から8歳と捉えて、特に小学校1・2年の臨界期までの乳幼児の保育の在り方は、幼稚園教育課程ではなく、乳幼児保育課程で行うことが望ましいのではないか！？

幼・保・小連携(交流 連携 接続)については、神戸大学の北野教授が8月31日の宮崎県幼保小連携セミナーの講演であったとおり、イベント的な交流・連携に満足するのではなく、(要録の在り方も含めて)接続に関してもっとアセスメントを重視して接続機の在り方のつなぎについて専門的に行うことが望ましいのではないか？

一日・一年を通した保育の計画は保育所と幼稚園では異なるが・・・幼稚園は春、夏、冬休みを年間計画に入れているので。

保育現場では、このシステムだと、細切れの保育をせざるをえません。職員にも、「あなたは昼から、あなたは昼まで...」というような事もあります。一斉の行事等は、到底できなくなります。保育の質を落とさないで、子どもの成長、発達を保障することは到底できないシステムにしか思えない。

「こども園」の考え方は、社会福祉法人としての重みがなくなるようで、とても危機感を覚えます。

保育時間の区分は利用者の就労状況によって保育時間がバラバラになると、系統だった保育・教育・基本的生活リズムはどうなるのか。

幼稚園は春夏冬休みがある。一年を通した保育計画は、保育所・幼稚園とは異なるが・・・(保育時間や保育内容等の問題)・・・3歳児以上は義務教育化のほうが良いのではないか。

集団保育の実践による総合的な保育、発達の保障が難しくなる。

要するに、子どもの視点を欠いている為、養護教育環境が落ち着きの無い不安定なものになる。

幼児教育に対して安易な方策で進もうとしている。又地方と中央の格差は、子育てにおいても益々拡大していく。子どもの病気や細菌が蔓延し、対応が多様化・重大化している今日、「看護師」の配置の方が急務である。子どもは国の宝であり、子ども政策があまりに貧困であり嘆かわしくなる。全体的にみると、このシステムは経費削減の何ものでもない。

保育の質の確保のためには、職員処遇の改善が必要。宮崎市の事業仕分けでは、平均

給与（保育士）が私立 18.2 万、公立 36 万円。公立並みの処遇になれば、更なる質の高い保育は可能。今度の制度で改善されるのでしょうか？

一人一人の発達にそった保育が現時点でも困難な状況。職員配置基準、気になる子への配置などが改善された新システムの検討が必要。

こども園の設立にともない、幼保一体化の運営に関して

1)最低基準を現状の幼保どちら側にシフトするのか。

例) 幼：3～5 歳 35 人に 1 人の配置

保：3 歳 20 人に 1 人、4～5 歳 30 人に 1 人 その他

2)幼保一体化にともなうサービス提供の調整はどうなるのか。

不明な点多し。

(9)「保育の内容」に関する《回答》

まず 1 つ目ですけれども、確かに幼稚園の今の状況でこういったことがございます。こうしたものを、どういうふうにかども園で整備するのかというのも、大きな検討課題となっております。公定価格を基本ということまでは明記されておりますので、このベースは変わりませんが、こうした上乗せのものとか横出し的なものをどこまで認めるのかということは議論になると思っております。いずれにしても、保護者負担の扱いについては、また別の検討ですので、所得の低い方の利用が阻害されることのないような、一定の措置というものは当然必要と考えております。

それから、2 つ目の方のご意見、すみません、私は専門的にこういう整理がいいのかどうか分かりません。一つのご意見として、8 歳まで含めたというのは、ご意見として承らせていただきたいと思っております。

それから保幼小の連携。これはここで書かれていることは、まさにそのとおりなのだろうと思っております。この点についても、並行して今、文部科学省と我々厚生労働省が連携しながら、検討会での議論を進めております。特に今回、こども園ということですので、こども指針の中でも小学校との連携といえますが、小学校につなぐことを視野に入れたものということを考えております。要録の扱いについても、いくつか回らせていただく中でお話を聞くと、県独自のものを一生懸命議論して作ったけれども、小学校のほうではなかなか活用してもらってなくて、何とかならないのかというご意見もいただいたりしたこともございます。学校側の考えということも、きちんと整理してもらおう必要もあると思っておりますので、このあたりについてもしっかりと検討していきたいと思っております。

それから 4 番の方が言われているように、確かに夏休みの問題とか、そういうことでの幼稚園と保育所の違いもございます。これも要整理事項ということになっております。ただ、こども園については円滑な移行ということを申しました。こども園の最終的な姿をどれだけのことを求めるのかということも含めて、今後議論をしていく必要があると考えております。先ほど申しました年齢の問題、2 歳、1 歳、0 歳を必ず保育しなければいけないというふうにするのか。あるいは段階的な扱いとして、経過的なものを認めるのかといったことも含めて、検討することになると思っております。

それから、5 番目のやはり保育が認定によって細切れになるのではないかとのご懸念

は、たくさんの方がお持ちなのだなと理解します。認定をくくり、2区分ないし3区分程度のくくりで区分するという事は、まずご理解いただきたいと思ひます。今の保育所でもそうでしょうし、新しいこども園でもそうでしょうけれども、当然一定の職員のローテーション的なものは今と同様、必要になってくると思ひますけれども、それが今よりもすごく短い単位の働く人が増えるということ、そういう方向に持っていくような仕組みづくりということは、そういうふうにならないようにしなければいけないと思ひますので、今と同様のスタッフローテーション、あるいはそれが少しローテーションのパターンが増えるということはあるかもしれませんが、短時間、数時間だけ働く人がたくさんいるというようなことに、そういう方向に持っていくような仕組みづくりということはいないようにしていきたいと思ひます。

それから、社会福祉法人としての重みということで、これはお話の中では保育所保育が社会福祉事業、あるいは児童福祉施設として実践していただいていること、この位置づけというものの継続は必要というふうにご説明させていただきました。社会福祉法人の扱いについても、今回の子ども・子育て新システムの中で何か法人の扱いをどうこうするという議論はしてありませんので、今後とも社会福祉法人として保育所を運営してきていただいている皆様には、引き続き社会福祉法人としてこども園を運営していただくことになると考えております。今は規制が株式会社と比べて厳しい分、税制上の優遇措置もあるという整理ですけれども、こうした整理を変えることは検討はしてありません。

後ろのほうの方の中では、職員の処遇の改善、あるいは配置基準の改善が必要というご意見もござひます。これもご説明の中で、まだ質の向上の検討という表現にとどまっている段階ではありますけれども、今回のこうした大きな制度改革の議論というのは、ある面、そういう前向きな議論ができるいい機会だととらえておりますので、ぜひ具体化する方向で我々も議論を進めていきたいと思ひております。

職員の配置についても、これも要調整事項です。ご指摘のとおり、幼稚園と保育所が異なっているということがござひます。ただ、0歳、1歳、2歳に関して言えば、幼稚園は基準はござひませんので、今の保育所の基準が議論のベースになると考えております。あとはそれを職員配置の改善という形で議論して持っていくかどうかということがポイントになると思ひています。この3歳以上の点につきましては、今後調整していく必要はありますけれども、基本的には今、保育所の現行の基準、これは我々としては最低基準というふうにご考えてこれまで運営してきておりますので、これをベースに調整していきたいと考えております。以上です。

(10) 会計

運営に関する財政について

- ・民間給与改善費は、新しいシステムではどう扱われるのか？
- ・定員別単価は移行後も導入されるのか？
- ・収入と支出について適正価格の算出を行い、それを基に保育単価が設定されるような仕組みはできないのか？
- ・新会計基準のもと、施設整備等積立金を行ってきたが、制度移行に伴うこの積立金の処遇は介護保険導入時と同じ扱いとなるのか？
- ・施設整備の減価償却相当額はどのように補填されるのか？
- ・職員の退職金制度はどうなるのか？

こども園の設立にともない、幼保一体化の運営に関して

- 1) 多種産業の参入促進による、税の問題
- 2) 施設整備にともなう現行の幼保の格差をどう調整するのか
また、こども園になった時の補助のあり方
- 3) 利用サービスの細分化にともなう事務経費は計上されるのか

(10) 「会計」に関する《回答》

給付に関することも、これも今後、幼保一体化のワーキングチームで決めていかなければならないことが多くございます。10番の会計のほうでも、いくつかいろいろとご指摘いただいていたいました。民改費がどうなのかとか、定員別単価のままなのかということもございます。こういった点については今後決めてまいりますけれども、いずれにしてもその安定的な運営ができるような給付設計ということを考えなければいけませんので、我々としてみれば今の保育所の運営費の考え方というのが、あまり変える必要はないのではないかと考えておりますけれども、これは幼保一体化、幼稚園と保育所の一体化ということで、幼稚園の仕組みとの調整をしていく必要がございますので、今後きちんと調整してまいりたいと思っております。

多種産業参入促進、これは先ほどご説明したことと通じると思いますが、社会福祉法人の税の現状の在り方というものを、今回の子ども・子育て新システムで変えるということは考えておりません。ただ、そのかわり、そうした税の優遇措置が受けられるということには一定の規制と言いますか、上乘せの的に担っていただく役割というものも当然出てくると考えております。まだこれは今後の整理ですけれども、ご説明の中で触れたような、例えば障害児の受け入れについて、他の法人格よりも積極的に受け入れていただくというようなことも考えられるかなと思います。いずれにしても、法人に対する税なりの扱いを何か変えようという議論は、してはおりません。

事務経費に関しては、前のご質問にもあったと思いますが、当然増えてきますので、それにどう対応するかということを検討していきたいと思っております。以上です。

(11) 新システム全体、その他

政府のすすめるこの制度が、子ども、親、保育者、保育所にとって「こんなに素晴らしい、こんなによい制度だ!!」と主張される場所をお聞きしたい。

「新システム」がうまくいけばいいが、悪ければ、今よりもずっと悪くなるような気がする。

「目的」すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会・・・となっているが、本当に子どもが幸せに育つためのシステムになっているのだろうか。学童保育、児童館について

地域の中でのびのびと育つ場所として、重要な場所である。子ども（家庭）の貧困を考える時、豊かな情操教育や伝統文化を継承させていく場としてたくさんの人、物、金、場の確保の対策をとる事が社会問題や、地域活性化につながると考える。

保育所（児童館、児童クラブ）の運営が困難になることは子どもを預けて働く親の就労支援も厳しくなる。このたびの“全ての子どもの幸福を”の認識の中で、税の公平な使用の考え方から幼保一体化案を構築していくとするなら、利用時間、利用場所、利用料の問題が、働く親、働かない親、ひいては社会に向けて理解されるようなシステムを作ることが重要であろう。

経済成長、雇用、労働を優先する改革に問題がある。

「子ども・子育て新システムによるマーケットと雇用の創出 新成長戦略との連携」とは、新システムの基本制度案要綱（案、概要）の中の文言です。すなわち、今回の改革は、日本経済の成長戦略の一環の中で位置付けられているものの、福祉や教育の考え方が全く記されていません。雇用や労働や所得倍増のために子どもを施設に預けるといふものであり、子どもの養護や教育をいかにするかという考えが見られないところに、この改革の本質的問題があります。改革の論点に福祉と教育の理念が示されるべきです。

「新システム」とは、将来を担う子ども達の育ちを本当に保障するシステムなのでしょうか？「基本制度案要綱」では、正直言って本当に子ども達の為を考えたものかどうかよくみえてきません。

「基本設計」のように、全く新しいような仕組みには、できあがるまでのことに多くのお金と時間がかかる。今までの制度の悪いところを良い方向へ修正していく形では、なぜいけないのか？

働くために預けるところが必要なら、そのことに国は、まずお金を使って欲しい。人材が不足している働き場所も、実は多いのではないか？

最後にひとつ、すごく具体的な提案であるが、現在一部の高校では、保育園児とのふれあいが授業に組み込まれている所があると聞く。これを全高校男女共、必須の体験授業としてはどうか？

「子ども・子育て新システムによるマーケットと雇用の創出」のところでは、「成長への貢献」が実現できれば素晴らしいことである。

利用者のメリット・デメリットがもっとわかりやすく説明されるとよい。施設側のメリット・デメリットも詳しく説明してほしい。

厚生労働省内で議論されていた「新たな保育制度」は内閣府における「子ども・子育て新システム」と内容はほぼ同じである。この保育制度改革議論に対しては、九州で反対署名活動を行い、5月27日に644, 322名の署名を当時の福島少子化対策担当大臣を窓口として内閣総理大臣にもお渡ししている。この民意はしっかり理解していただきたい。

「あたらしい公共」という考え方は、福祉の解体そのものである。何故、福祉が成長戦略の一環として経済産業省の所管となるのか。

新システムの大きな特徴である「すべての子ども」でよいのか。児童憲章では、子育ての第一義責任者が保護者であると規定しているがどうなるのか。国家が子育てをするのか。子育ての責任者が不明確になり、人間関係はもっと希薄になる。社会問題は今以上に深刻化するだろう。

保育士は、国家資格になったけれど処遇面での改善がないため保育士職に就労する人が減少している。保育士不足は、深刻である。

社会福祉法人は存続させるのか

(11)「新システム全体、その他」に関する《回答》

全体についてのご質問、ご意見をたくさんいただきました。まず今回の基本制度案の要綱をご覧になられて、たくさんの方がその福祉とか教育の中身にほとんど触れられていないということ、それから、むしろその成長戦略であったり、雇用創出であったり、そういうことのための改革のように見えるということにご懸念を持たれている方が多いということは、よくわかりました。それは、この基本制度案要綱だけを読んでいただくと、たしかにそういうふうに読めてしまうというのは事実だと思います。まさにその点のご指摘は、我々厚生労働省の福祉の関係の行政を担っていますので、きちんと受け止めて今後の対応を考えていきたいと思ひますし、今日は子ども指針の関係のワーキングチームが既に立ち上がっているというお話もさせていただきました。その中では、具体的に子ども・子育ての理念をどう考えるかということ、具体的に検討いただき始めています。こういったワーキングチームでの議論というものも、全体の検討の中の一環として行っているものですので、ぜひ注視していただいて、いや、それは違うということもあれば、またご検討いただければと思います。

特に、子育ての責任という中で、第一義的な責任は保護者ではないかというのは、これはまったくそのとおりです。これは教育基本法でもそういうふうに明記されています。それから福祉の関係、子育ての関係についても、次世代育成対策推進法の中でもはっきりと明記をしております。そういったことを変えるということではなくて、ただ、そうは言っても社会全体での子育て支援という仕組み、制度や施策を全体的に再編成して、包括的、一元的なものにしていきたいということを検討しているということ、ご理解いただければと思います。

全体的に、このシステムが本当に子どものためになるのかというご懸念を、多くお持ち

だと思えます。それは、具体的な幼保一体化もそうですし、それ以外の市町村に対する交付金の交付のされ方、あるいは市町村の裁量、あるいは株式会社の参入をどの程度まで拡大しようと思っているのかといったようなことも含めて、これは規制をどうするかということもそうですけれども、そうした具体的な内容が今の基本制度の要綱の時点では、まだ検討中という部分がたくさんあるためにこういうご懸念を持たれているというのは、よく理解いたします。その意味では今月、あるいは来月にかけて3つのワーキングチームを動かしていきますので、限られた時間ではありますが、精力的な議論の中で具体的な案を出しながら、さらに関係団体の皆様からの意見を聞いていくということを進めていきたいと思えます。

あとは、具体的な提案ということで、高校の子どもたちに保育園児とのふれあいを義務的にやってみてはどうかということで、これはご意見として賜りたいと思えます。中学校あたりでもこうした取り組みを、学校によってはやられている所があると思っておりますけれども、さらに広げることができるかというのは、文部科学省とも話をしてみたいと思えます。

九州の保育関係団体の方々から、署名を当時の福島少子化担当大臣に出されたのは、よく承知しております。そういったことも含めて、さまざまなご意見を今の時点ではこういったご懸念も踏まえて、反対というご意見もたしかにあるというのは理解しておりますので、今日のようなこうした意見交換の場も続けながら、さまざまなご意見も伺いながら議論を進めていきたいと思っております。

14番の方、福祉を経済産業省の所管となっておりますけれども、これは我々厚生労働省の所管と考えております。今後のこととして子ども家庭省の議論はございますけれども、少なくとも今現在、特に幼保一体化等につきましては厚生労働省、それから文部科学省、この2つの省が中心ですので、この2つの省が中心に日々毎週のように議論しておりますけれども、その中であくまで厚生労働省と文部科学省が中心に、特に幼保一体化等については検討しているということをご理解いただければと思えます。

保育士不足のご指摘も、いろいろ回らせていただく中では、そもそも保育士の確保が難しくなっているということをお聞きします。その大きな理由の一つが、やはり処遇面、給与の問題、それからその保育の仕事そのものが保護者の関係、たくさんのご意見の中にもありますけれども、手のかかると言ってしまうのか、そういった保護者の方が増えている中で、仕事の大変さとその処遇面でのバランスが悪くなっているというのが、保育士不足の原因ではないかというご指摘も、これまで意見交換会等でいただいております。我々行政としてできることは、一番には処遇の改善ということになりますので、保育の質の向上のところの具体化を今後検討していきたいと申しましたけれども、保育士の処遇の改善というのは一番に念頭に置いて検討していきたいと思っております。

漏れがあるかもしれませんが、以上です。

《座長》

もう時間を15分オーバーしてしまいましたけれども、これで終了とさせていただきます。ご説明をいただいて、本当にありがとうございました。お話をお聞きしていただき、私の感想であります。幼稚園は幼稚園、保育所は保育所、この機能は今後とも続くとおっしゃる。この新システム案でも続くとおっしゃる。福祉も維持されるんですとおっしゃる。じゃあ今のままでいいじゃないですかということになるわけでございます。我々が一番心配するのは、「保育の質」という問題でございます。保育の質をどうやって保障していくのか。それは子どもの健やかな育ちを保障するということであって、そのために保育指針というものがあり、それを支える条件として最低基準というのがある。そして我々保育所では今、保護者をはじめ地域のいろいろな人々や機関との良好な連携を実現しております。そして、最終的にはやはりそれらを支える予算、お金の問題。この4つの基本がしっかりと結びついて、今の制度が成り立っているのではないかと思うのですけれども、その点で今後、この新システムで一番心配なのは、公的責任の問題です。市町村はもちろん大事でありますけれども、国の責任ということもセットでぜひ維持していただかなければならないのではないかと考えております。最低基準の遵守、これはもう当然でございます。そういった観点から、例えば指定制の問題でありますとか、株式会社をはじめ、多様な事業主体の参入ということには、大いなる懸念、危機感を持っている。いわゆる既得権益を守ろうとか、我々の経営が厳しくなるといふのは、本質的な問題ではないと思っております。保育の質をいかに確保するのか、このことが我々が一番心配しているところでございまして、ぜひその点、今日はたくさんの会員の皆様からご意見や質問、ご提言を頂戴しておりますけれども、ぜひともしっかりワーキングチームの今後の検討に反映していただきたい。

私は森田さんが誠実なお人柄で、しっかりとお聞きいただいて、一つ一つの質問に丁寧にお答えできる範囲で、ですけれども、お話しくださったと、本当に心より感謝いたしております。厚労省は我々の味方であると、福祉の最後の砦が厚労省だと...労働省と一緒になってからちょっとおかしくなってきましたけれども、政権が替わってから、どうも経済産業省のほうに引っ張られているのではないかと、その奥にある財務省の考え方に引っ張られているのではないかと、大いに懸念をいたしております。

子どもの福祉を守るという立場を貫いてくだされば、厚労省を我々はしっかり応援いたしますので、ぜひとも今後のワーキングチームの具体的な検討の中に、厚労省が先頭に立って子どもの福祉を守るという視点からリードしていただければと、心より念願しております。

今日は会場の皆様、ありがとうございました。森田さん、ありがとうございました。